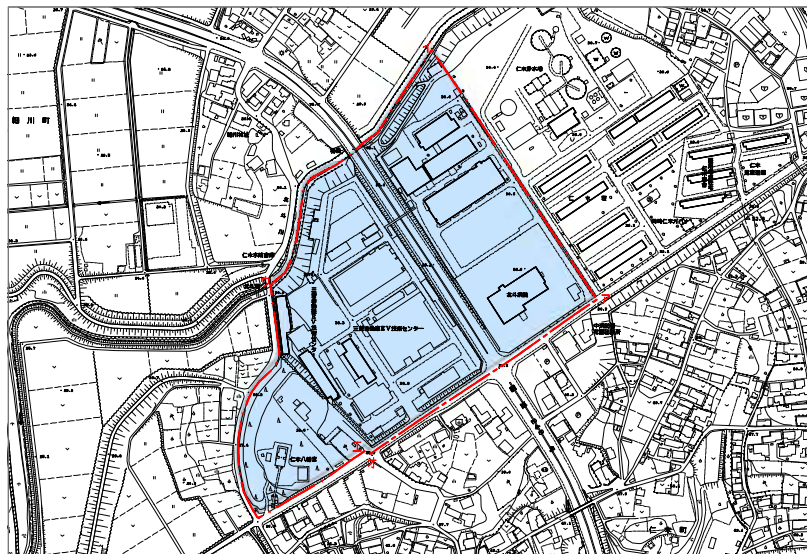


区域図（概略）



地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

- 届出が必要な行為とは
 - 建築物の建築または工作物の建設
 - 土地の区画形質の変更
 - 建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514

○●仁木地区計画●○

本地区において、幹線道路沿道における研究・開発拠点としての土地利用を誘導し、既存建築物に対する環境を保全するため、地区計画を定めるものです。



位置：岡崎市仁木町の一部

面積：約 11ha（区域は計画図表示のとおり）



〔航空写真（平成 24 年撮影）〕

地区計画の目標

当地区は、本市の北部の市街化区域郊外部に位置し、国道 248 号に接し、豊田東 IC から約 1.5km に位置する幹線道路沿道区域です。

本計画では、自動車関連の先端技術の研究・開発拠点としての土地利用を誘導し、病院等既存建築物の環境を保護することを目標としています。

土地利用の方針

当地区は、自動車関連の先端技術の研究・開発拠点として土地利用を図ります。

建築物等の整備の方針

研究・開発拠点としての土地利用の確保及び病院等既存建築物に対する環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行います。

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限※	次に掲げる建築物は、建築してはならない。
		1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)以下「法」という)別表第二(へ)項第 2 号に掲げる建築物
		2 法別表第二(と)項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物
		3 法別表第二(ぬ)項第 3 号に掲げる建築物
		4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 6 の 2 に定める運動施設
		5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		6 倉庫業を営む倉庫
		7 カラオケボックスその他これに類するもの
		8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
		9 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
		10 店舗、飲食店、展示場でその用途に供する部分の床面積の合計が 5 千平方メートルを超えるもの

※岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

